

平成27年度第2回池田町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年1月26日(火) 池田町役場3階東会議室	
委員	金山紀久(帯広畜産大学副学長)、鈴木茂雄(弁護士)、竹川博之(公認会計士) (五十音順)	
町関係者(事務局他)	久野正(副町長)、企画財政課: 餌取光一(課長)、酒井秀司(主幹)、砂原典孝(契約経理係長) 建設課: 青山斉(課長)、林祐信(主幹)、佐々木康典(土木係長)、定仙康弘(同主任)、長谷川愛二郎(建築係長)、川村博之(同主査)	
審議対象期間	平成27年4月1日~平成27年9月30日	
議事	<p>(1) 町が発注した工事及びこれに関連する委託業務に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告</p> <p>(2) 町が発注した工事等のうち、委員会が抽出したのものに関し、制限付一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定理由及び経緯。指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等の審議</p> <p>(3) 町が発注する工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項についての審議</p> <p>(4) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情の審議</p> <p>(5) 談合情報の審議</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
意見・質問	回 答	
<p>議事(○質問、●意見・要望)</p> <p><b>(1) 入札及び契約手続の運用状況</b></p> <p>○工事の指名競争入札において、複数の指名業者が入札しているにも関わらず、予定価格超過や最低制限価格未滿、辞退などで有効入札業者数が少ない状況が見られる。また落札率が95%以上のものがかなりある。95%以上の落札率だと談合の可能性が高いと言われている。外形的には談合が疑われてもおかしくない数値が出ているが、このような数値になっている原因で考えられることとはどのようなことか。</p> <p>○工種では電気工事と管工事が多く、比較的金額が小さい。先程説明されたようなことぐらいしか理由が考えられないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格制度の導入により、最低制限価格を下回ると無効となり、再度入札に参加できなくなる点や工事規模が小さい工事では、予定価格と最低制限価格の差が数十万円で有効幅が小さく、無効入札になりやすい点があります。入札に対し慎重になり落札率が高止まりとなることが要因の一つと思われます。</li> <li>・地域事業者の入札参加機会の確保のため、電気工事や管工事に分離し発注しており、5,000千円以下の工事が増えています。最低制限</li> </ul>	

<p><b>(2) 抽出案件の審議、意見の具申及び勧告</b></p> <p>①[池田町学校給食センター改築工事(建築主体)]</p> <p>○十勝管内でも、積算能力が高いと思われる業者が参加しているが、予定価格の超過や最低制限価格を下回るところがあり、見積を行う上で、難しいとか、見落としやすいとかというところはあったか。</p> <p>○市販の積算ソフトの精度が上がっている中、2億、3億の工事では、落札金額と超過金額の差が大きいことや有効入札者数が少ないがどのように考えるか。</p> <p>○入札として成り立つために、最低応札数の制限はあるか。</p> <p>○指名競争入札で、自治体によっては、1者の場合やり直すところがあるが、そのような考えはないか。</p>	<p>を含めた有効幅は約90%から100%の間に入らなくてはならず、予定価格の事後公表、建築は見積単価の非公表であることから、最低制限価格を下回ってしまう状況が多く見られます。不調件数の中でも電気工事や管工事の割合が高くなっています。</p> <p>・900㎡程度の鉄筋コンクリート造りの建設で、特に変わったところはなく、ごく標準的な設計です。</p> <p>・応募から入札まで1ヶ月間位あり、技術者の配置等、他受注工事との兼ね合い等、状況の変化があったと考えられます。</p> <p>・一般競争入札の場合参加者が1者でも初度入札は執行いたします。再度入札以降1者になった等、実質競争が無くなった時点で取り止めています。</p> <p>・指名競争入札の指名業者は事後公表であり、また、入札会場には物品等の他の入札参加者もいることから、初度入札時点では何者の参加かわからなく競争性が保たれていると判断し行っていますが、1者ということが判明した時点で、再度入札以降は取り止めています。</p>
---	--

<p><b>②[池田町学校給食センター改築工事(厨房機器設備)]</b></p> <p>○建築主体工事から1ヶ月遅れでの契約となったが、1ヶ月遅れは工事全体として問題なかったか。</p> <p>○1回目の入札は、全入札参加者が最低制限価格を下回り不調となり、1ヶ月後の再度入札には、設計変更等がなく1回目と同じ条件の中、最低制限価格と同額で落札したことはどう理解するか。</p> <p>○2回目の入札にあたり、新たな情報提供はあったのか。また、1回目の入札終了時にはどのように終了しているのか。</p> <p>○個別に指摘しないのか。また、超過や無効等により落札者がいない場合はどのように報告するのか。</p> <p><b>③[8丁目3号通整備工事]</b></p> <p>○設計変更を行っているが、1回目はどのような内容か。</p> <p>○2回目の設計変更の理由はなにか。</p> <p>○指名業者を決めるときには、地元業者を毎回指名するのか。</p> <p>○指名されたけれども忙しい等の理由がある場合、どのようにし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築主体工事が先行して進みますので、1ヶ月程度の遅れであれば問題ないと判断に至り、再度公告し参加者を募集しました。</li> <li>・この工事の設計については、設計業者に委託した工事です。設計に当たり、厨房機器メーカーから見積を徴し、配置等の提案を受け設計図書に反映します。設計図書にはメーカー名の記載はありませんが、図面等からメーカーを特定しながら、その掛率調整率、道単の経費の見方等をどう見るかを含めまして、積算の能力が非常に高かったと考えています。</li> <li>・設計図書は全く同じでそれを参加申請者に渡しています。入札後全入札参加者が最低制限価格を下回っていたため入札の無効を宣言し、最高入札価格を報告し終了しています。</li> <li>・個別には行いません。最低制限価格を下回った業者何者を無効とし、それを除いた最低入札価格を報告します。</li> <li>・設計と現場との不一致があったことと概数発注の数量確定に伴う設計変更です。</li> <li>・国の補助金交付金を活用した事業で、平成27年度事業完了を目指して要望していましたが配分が要望額に満たしませんでした。少しでも整備したく、執行残を活用し、設計変更を行ったものです。</li> <li>・発注標準により、各工種の格付けを勘案し、町内業者を指名します。</li> <li>・開札前であれば広く入札辞退を認めています。入札書の辞退記載も</li> </ul>
---	--

<p>ているか。</p> <p><b>④[エゾシカ等解体加工施設新築工事(建築主体)]</b></p> <p>○坪単価が普通の建物より高いと思うが、設計に機械も入っているのか。</p> <p>○再入札を含め3回行ったが不調に終わり、随意契約の申し込みを行っているが、最終的にどのように契約したのか。</p>	<p>認めていますので、有効者数が少なくなる要因でもあると考えています。また辞退による不利益は一切ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切断機等が入っていませんが、鹿解体に必要なレールやプレハブ冷蔵庫が入っていますので単価的には高くなっています。</li> <li>・最低見積者の2者に随意契約の申し込みをしましたが、不調に終わりました。その時に工事内訳書を提出していただいていたので、設計との相違点を確認指摘し、1者は途中で辞退しましたので、1者に再度随意契約の申し込みを行い、契約に至りました。</li> </ul>
<p>委員による意見の具申又は勧告の内容</p>	
<p>意見の具申</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>	
<p>(3) 入札契約制度の適正化の審議、意見の具申</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> <p><b>【意見、質問等】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 「積算根拠の明示」について</p> <p><input type="checkbox"/> 「工事等に係る指名停止等における苦情処理要領」の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情の申立てができるとの情報告知は、どのように行うのか。本要領の施行はいつか。</li> </ul> <p>回答：毎年度改正点について、町ホームページで告知しています。また、指名停止書に指名停止等について異議申し立てができる旨記載し告知します。平成28年1月1日から施行しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 「池田町委託業務最低制限価格制度実施要領」の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行日3月1日からの理由は、90%位が良いと思うが。</li> </ul>	

回答：対象を平成28年度発注業務からとし、一部発注を3月中に行うことから3月1日施行としました。最低制限率につきましては、色々意見があるところですが、本年度から導入しました工事に関する設計等委託業務の実績の平均75%や他町の導入率を参考に70%としたところです。

(4) 入札及び契約手続並びに指名停止等の再苦情の審議

・なし

(5) 談合情報の審議

・なし

(6) その他

・なし

抽出案件の入札・契約情報

種別	入札方法	工事番号	名 称	工事種別	入札参加 (指名) 業者数	くじ 引き 業者 数	有効 入札 業者 数	予定 価格 超業 者数	最低 制限 価格 未満 業者 数	辞退 業者 数	無効 札に よる 無効 業者 数	受注額 税別	落札率
工事	制限付一般競争 入札	18	池田町学校給食センター改築工事(建築主 体)	建築工事	7	0	3	2	1	0	1	248,000,000	91.43%
工事	制限付一般競争 入札→制限付一 般競争入札	22,53	池田町学校給食センター改築工事(厨房機 器設備)	管工事	3	0	3	0	0	0	0	146,421,000	90.00%
工事	指名競争入札	74	8丁目3号通整備工事	土木工事	4	2	4	0	0	0	0	28,684,550	87.99%
工事	指名競争入札→ 随意契約	113	エゾシカ等解体加工施設新築工事(建築主 体)	建築工事	1	0	1	0	0	0	0	23,000,000	97.50%